

スカイコート主催

# 家族信託セミナー

講師

家族信託コーディネーター

大平 寛（スカイコート(株)）



# 目次

1

**家族信託とは**

2

**事例から学ぶ家族信託**

3

**家族信託を検討する**

4

**本日のまとめ**

1

# 家族信託とは

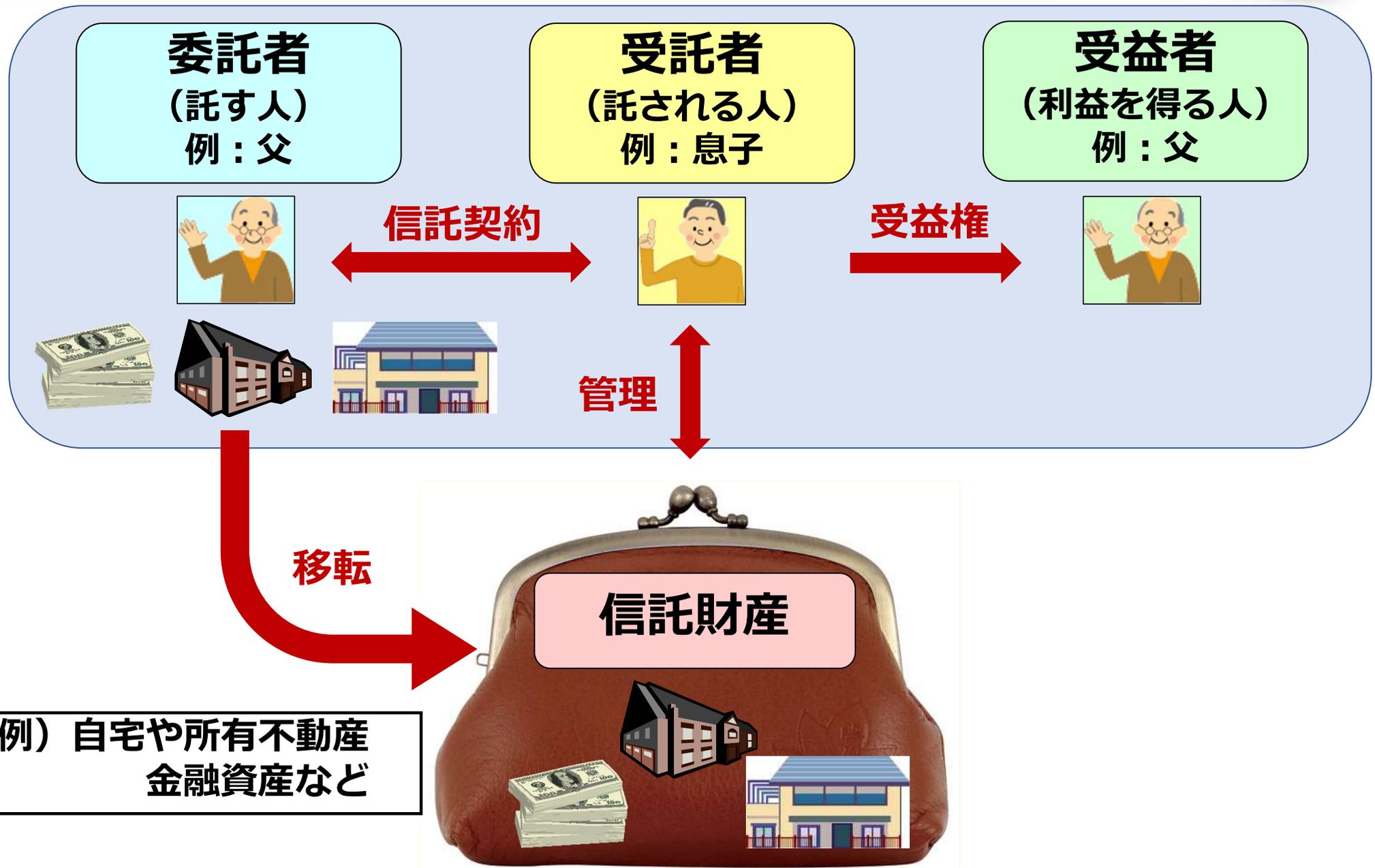
家族信託とは…

信頼する**家族**に財産を**託**し

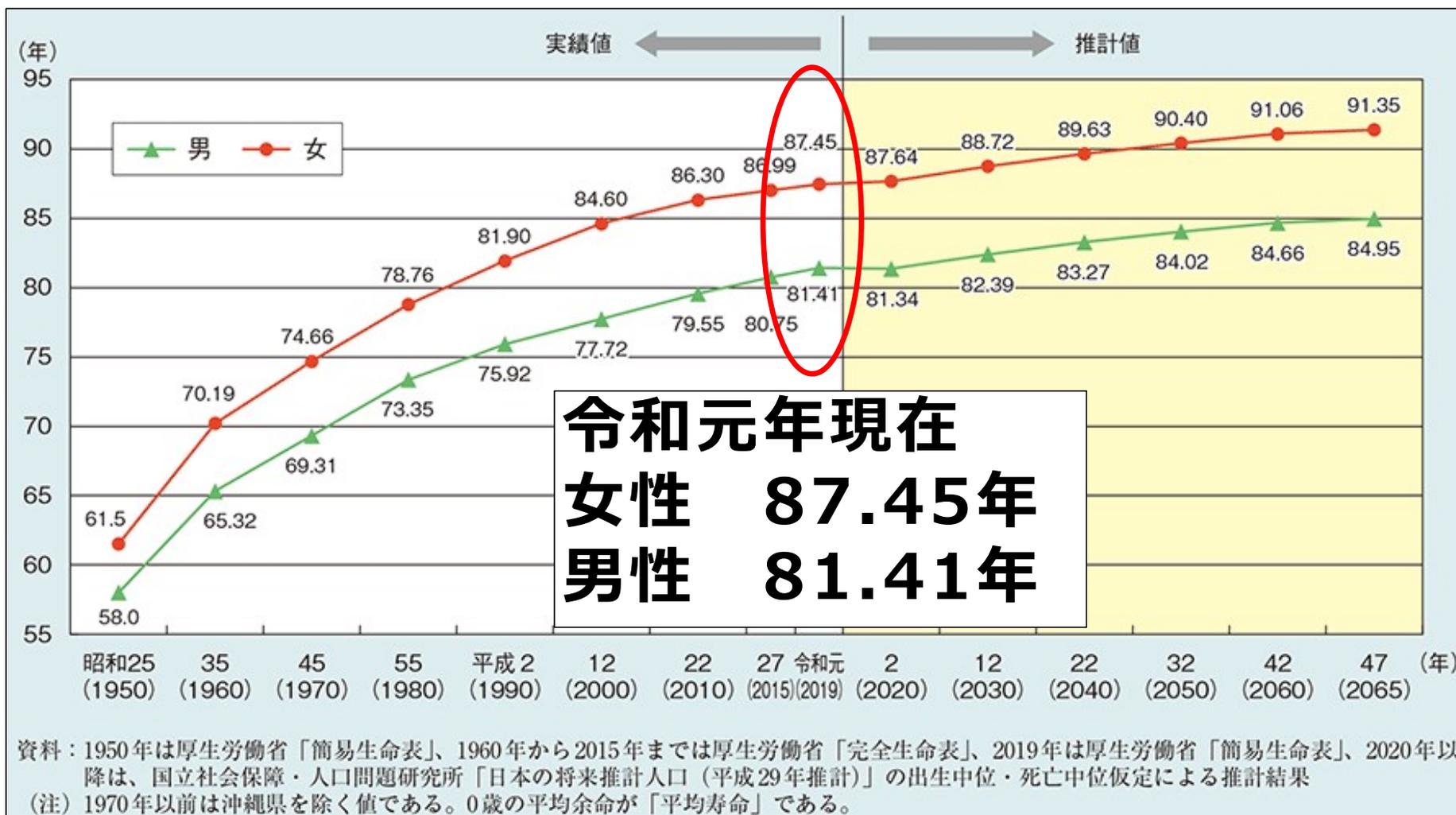
自分や家族のために

管理してもらおう仕組み

# 家族信託とは？

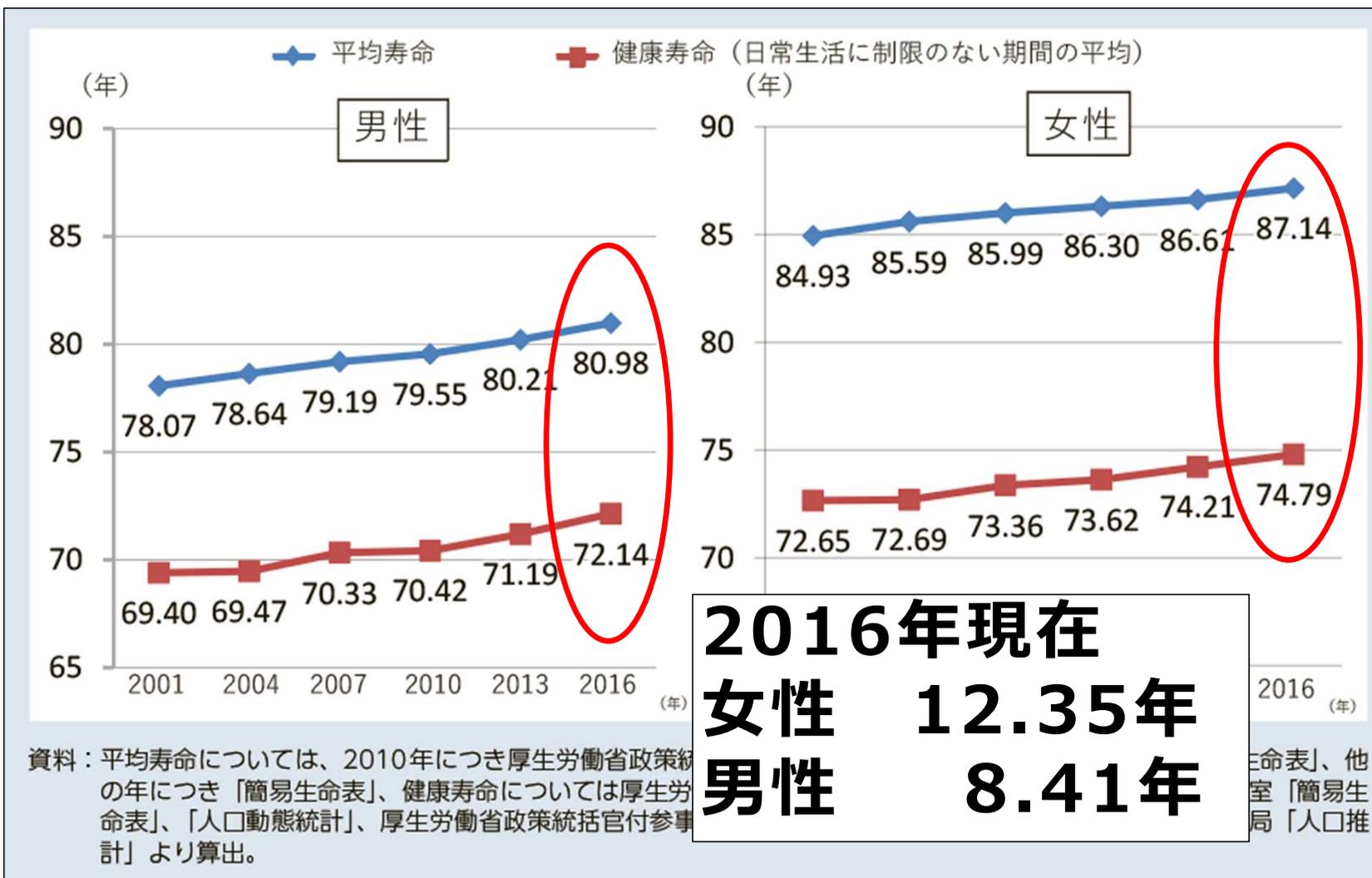


# 平均寿命の推移と将来推計



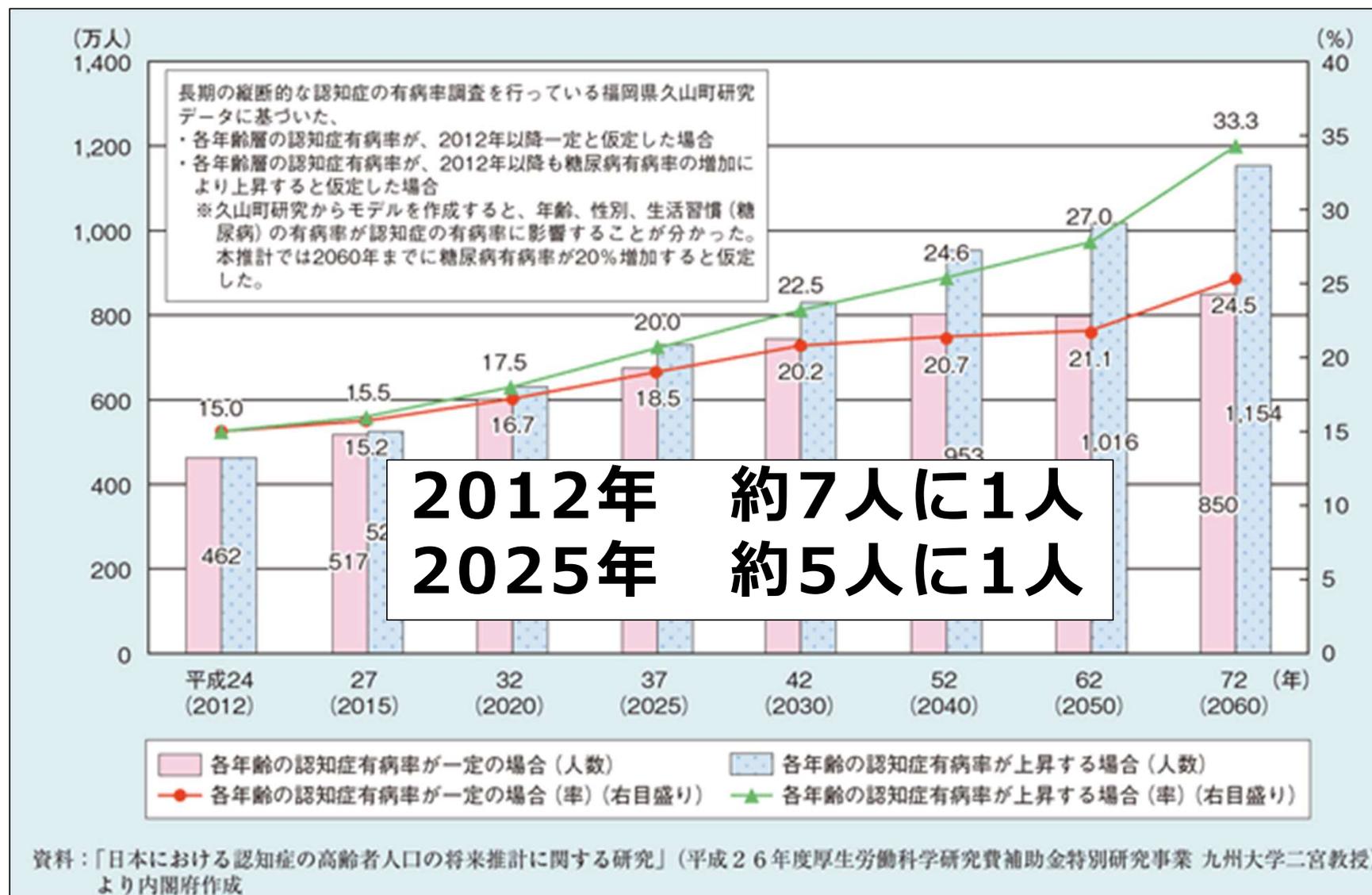
[出典：令和3年版高齢社会白書（全体版）]

# 平均寿命と健康寿命の推移



[出典：令和2年版厚生労働省-令和時代の社会保障と働き方を考える-]

# 65歳以上の認知症の推定者



[出典：平成29年版高齢社会白書（概要版）]

# 認知症になったらどうなる？



金融機関

今後相当額が  
凍結の危機に

「本人の意思確認ができないと  
定期預金の解約はできません」



司法書士

「不動産の売却はできません」



不動産業者  
建築業者

「契約行為（賃貸借・発注等）は  
原則できません」

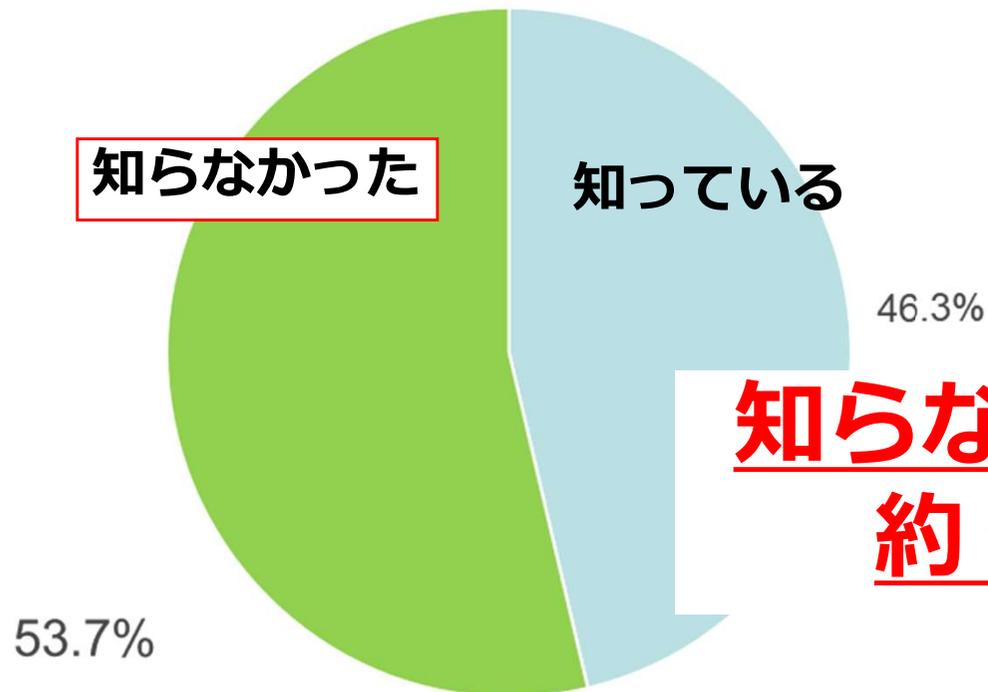
介護等費用の捻出、賃貸管理で困る

# 認知症になったらどうなる？

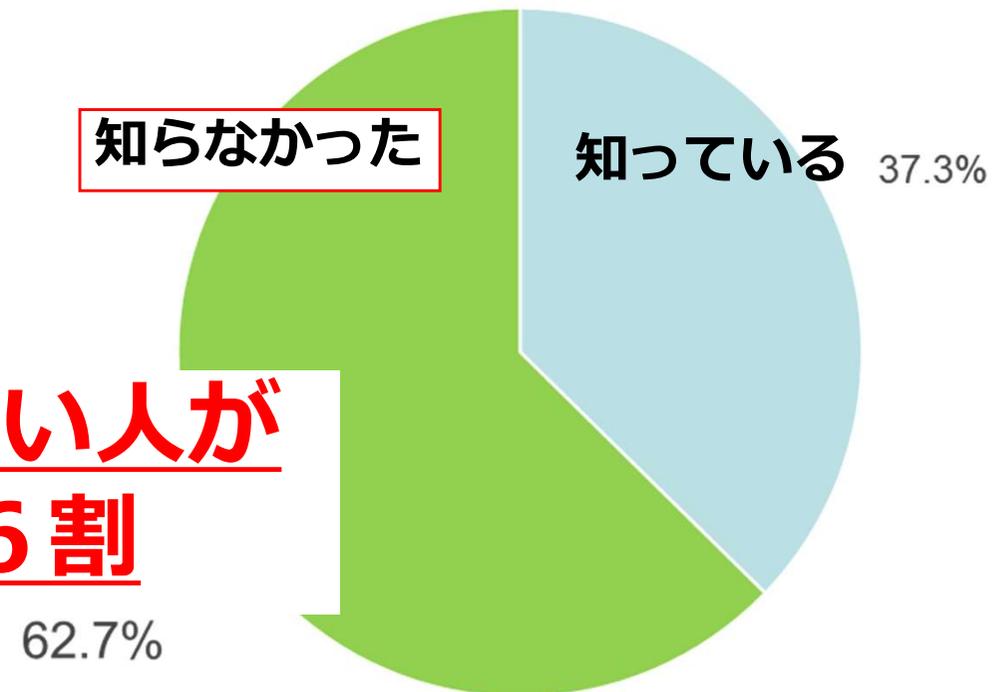
親が認知症になった場合、銀行口座などが凍結されて、配偶者や子供であっても、お金を引き出すことができなくなることをご存知ですか？

親が認知症になった場合、土地の売買などの契約行為が被相続人自身にできなくなることをご存知ですか。

## Q.預貯金凍結



## Q.不動産売買



**知らない人が  
約 6 割**

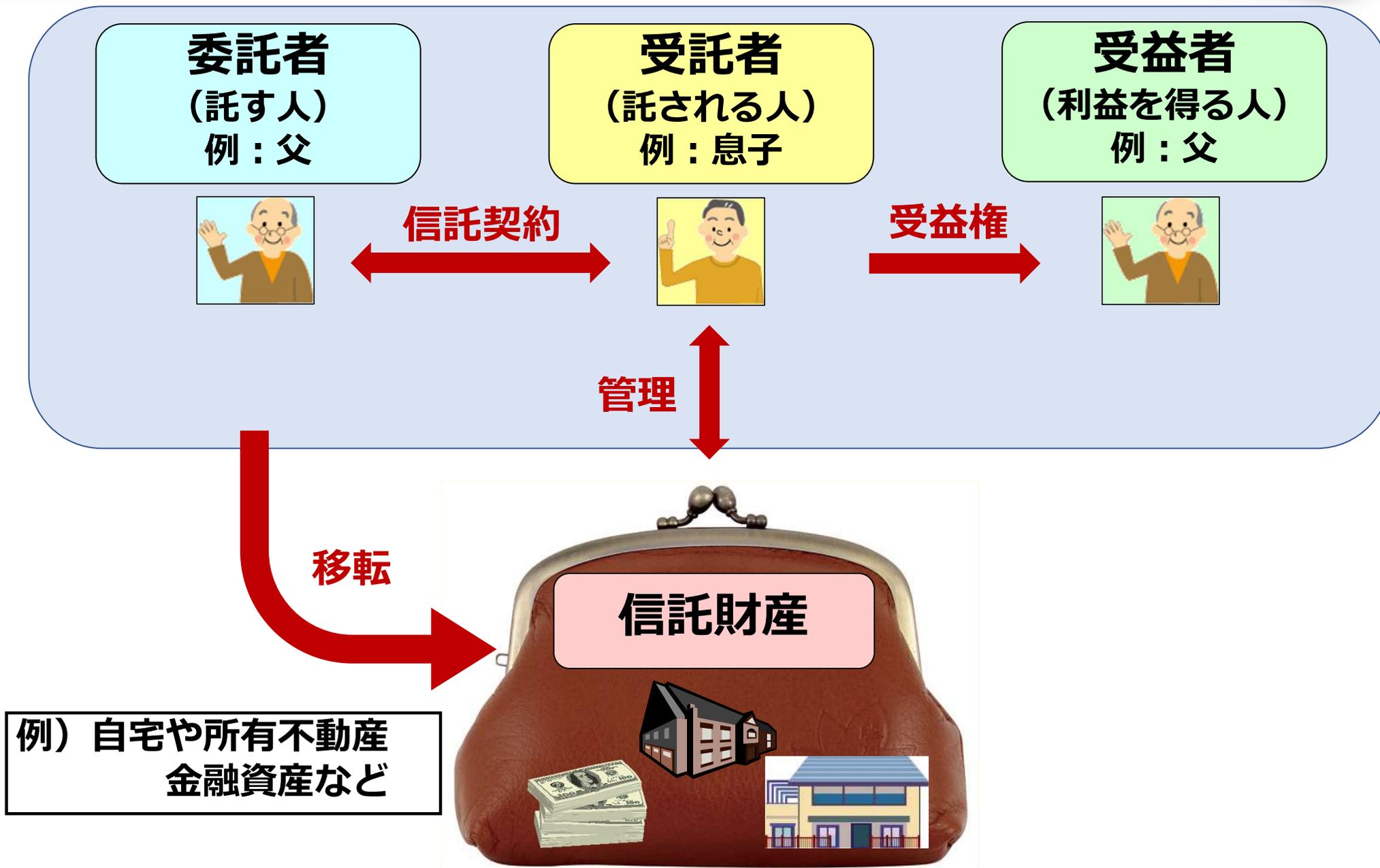
【出典：一般社団法人家族信託普及協会が実施した「相続・家族信託に関する調査」の調査結果より調査対象：全国の40歳以上の男女300名】

## 成年後見制度とは…

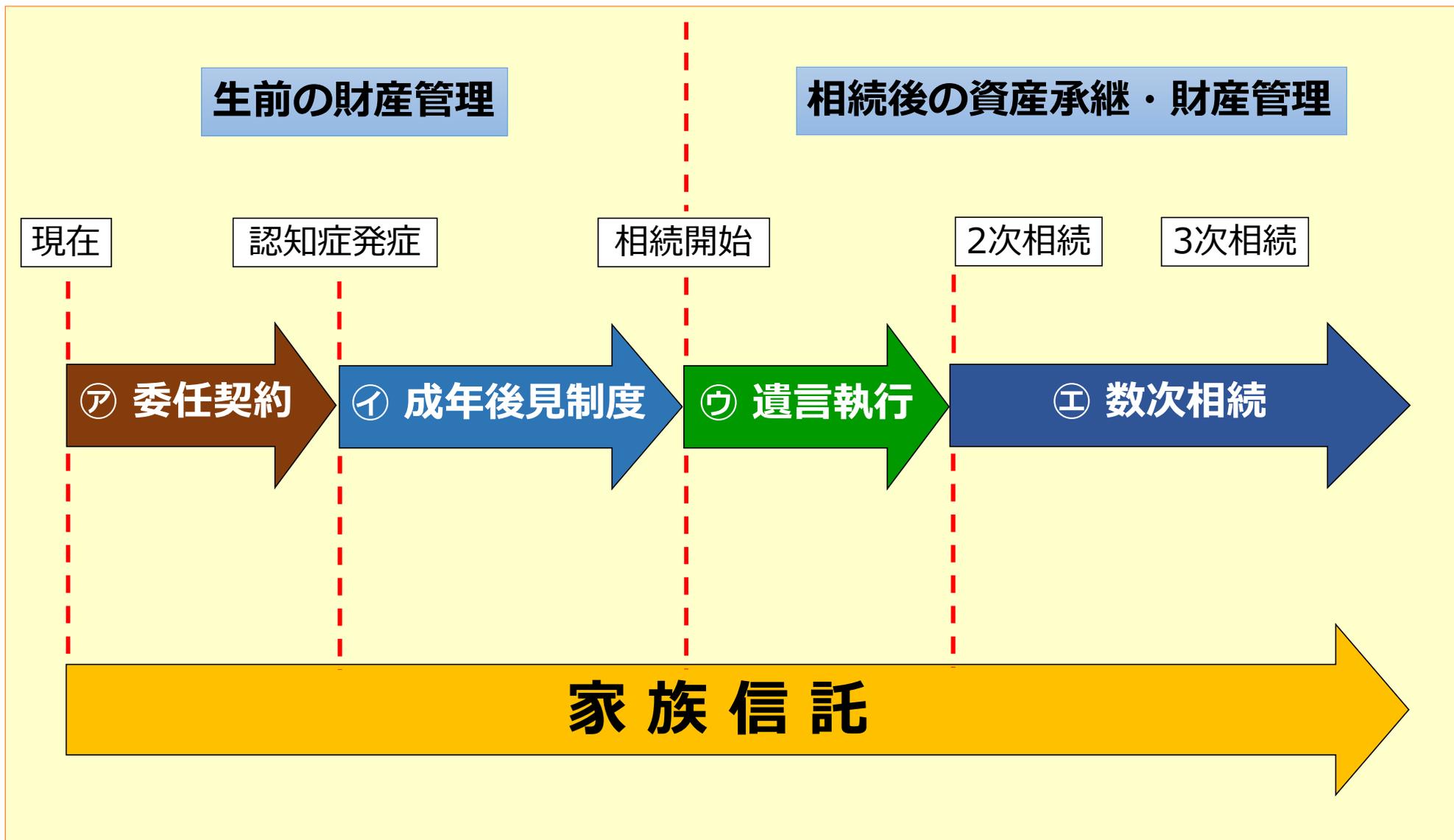
**認知症や病気、知的障害、精神障害等の事情により意思判断能力が万全ではない人の法律行為や財産の管理を本人に代わって行う制度**

**POINT：「本人にとって最低限必要な支出」しか認められなくなる**

# 家族信託とは？



# 一般的な資産承継の対策



**家族信託では、身上監護には対応不可**



**成年後見制度と組み合わせた設計必要**

**身上監護とは…**

ご本人の生活や健康の維持，療養等に関する仕事です。  
例えば，ご本人の住まいの確保，生活環境の整備，施設に入所する契約，ご本人の治療や入院の手続を行うこと

2

# 事例から学ぶ家族信託

# 事例1

# 一軒家から高齢者施設への移住

相談者： 83歳女性 (子供1人)

- ◆ 現在古家に一人暮らし→そろそろ安心できる施設へ移住しようかしら。
- ◆ 家はそのままにして、将来必要があれば貸しても売っても…。

## 一般の場合



★ 母が認知症で意思判断能力を喪失すると… 自宅は売ることも活用することも大変になる

## 家族信託



受託者長男が手続きすれば自宅を処分・活用することができる！

父82歳 (長男60歳、長女52歳)

- ◆ 父が所有し自分で管理している2棟のアパートがある
- ◆ 賃貸借契約などは父の代わりに長男や長女が代筆している

一般の場合



**Q : 父が意思判断能力を失うと… 父の代わりに契約行為は原則できない。大規模修繕や建替え売却もできなくなる。**

「成年後見制度」を活用すると一部可能

家族信託



**将来引き継ぐ物件ごとに信託契約締結。**

- ◆ 各々受託者ごとに
  - ・ 大規模修繕 ◎
  - ・ 売却 ◎
  - ・ 建替え ◎
  - ・ 賃貸借契約 ◎
  - ・ 管理委託契約 ◎

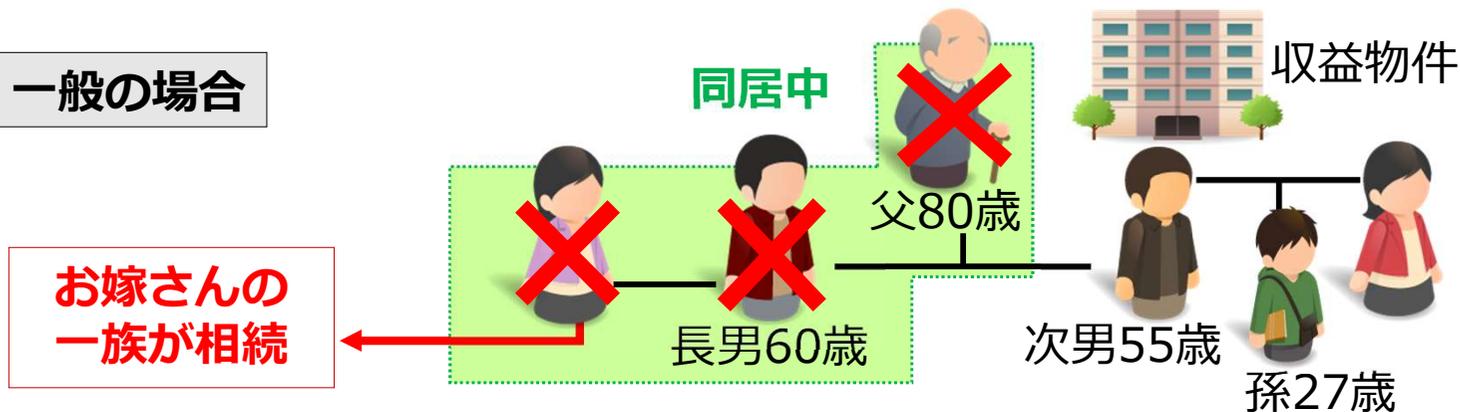
### 事例3

# 家督相続と孫への資産承継

相談者： 80歳男性 (子供2人)

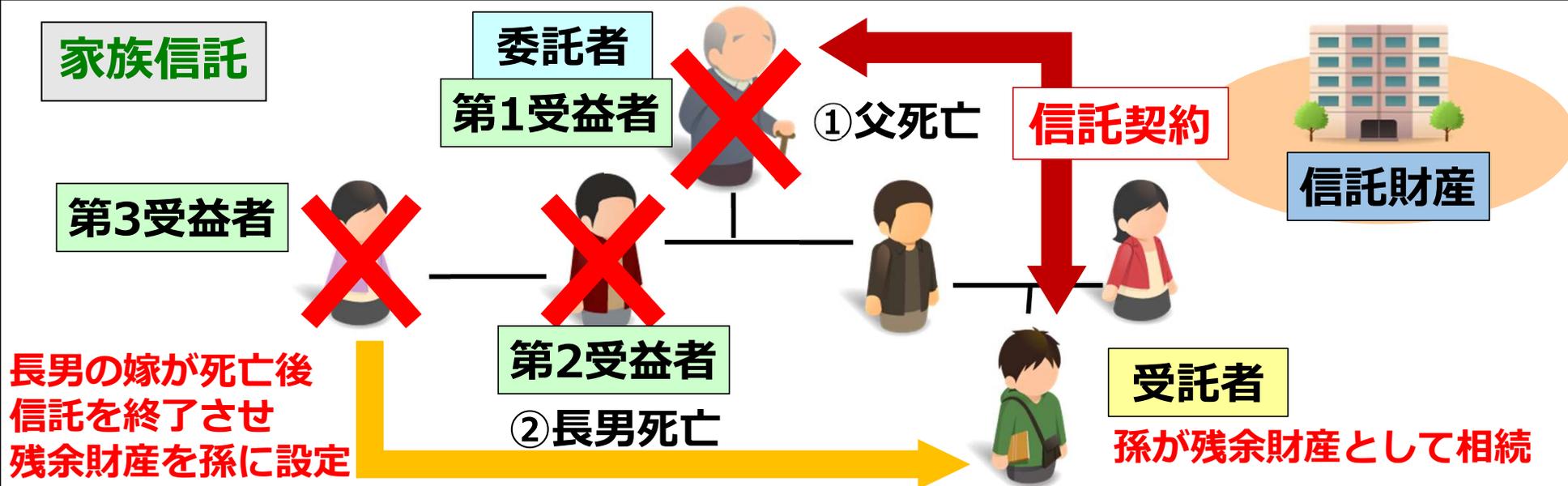
- ◆長男家族には子供がいない。現在長男家族と同居中 (家督相続重視)
- ◆最終的には家の財産 (不動産) は次男の子供 (孫) へ引き継がせたい

#### 一般の場合



★お嫁さんの遺言が無ければ大半の財産がお嫁さんの一家に引き継がれてしまう…

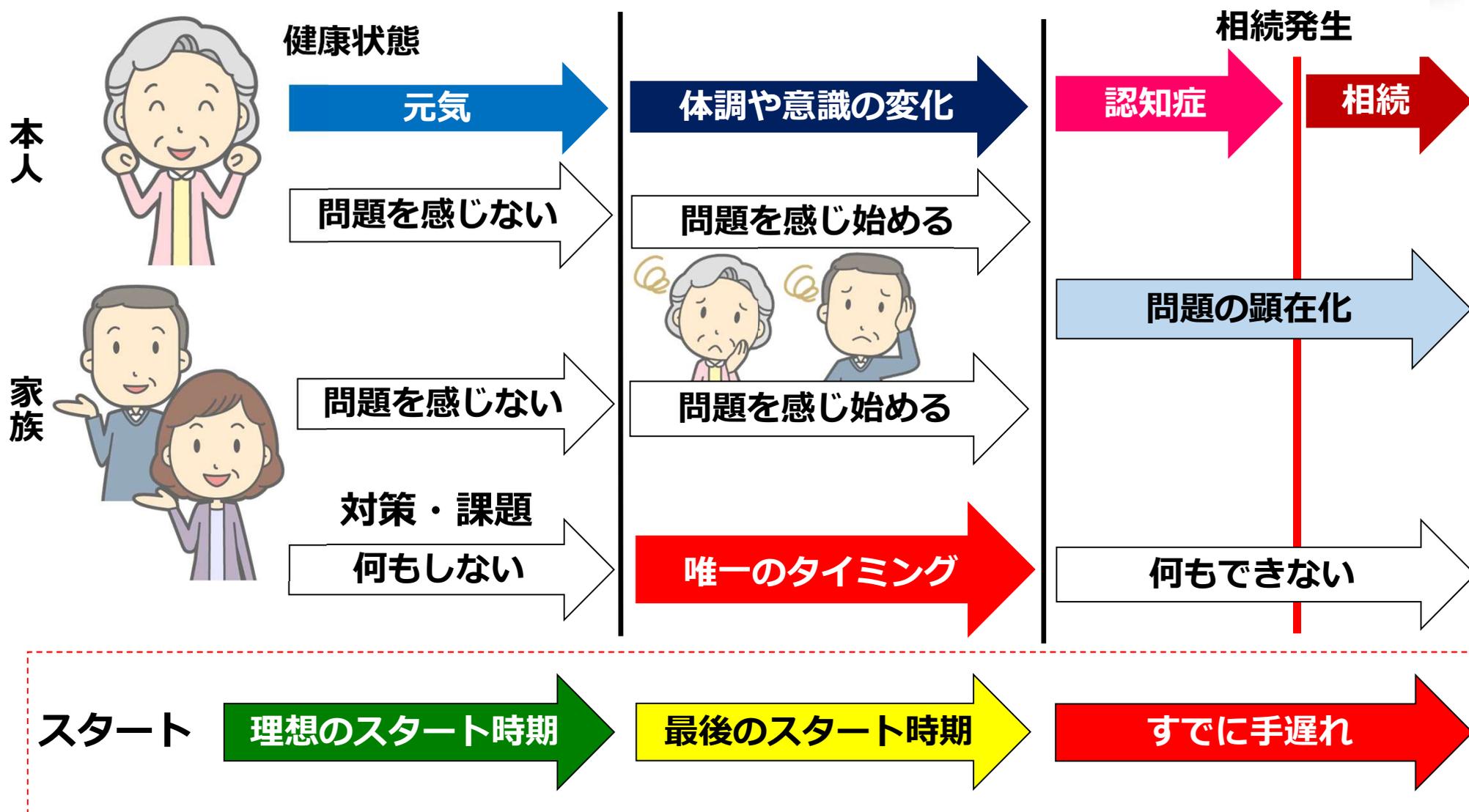
#### 家族信託



3

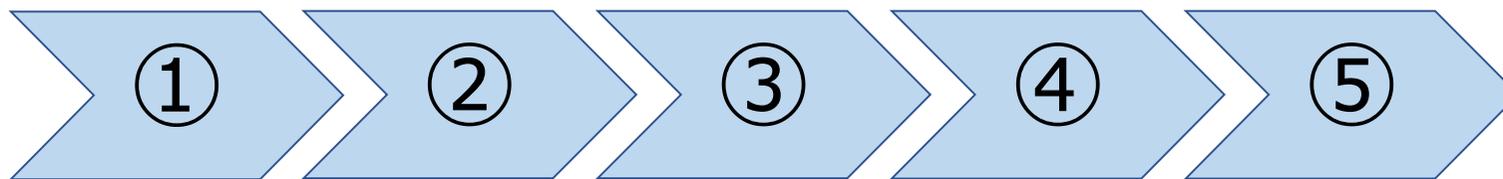
## 家族信託を検討する

# 家族信託のスタート時期は？



対策できる時には何もせず、問題が起きた時にはすでに手遅れ…

# 家族信託スタートまでの流れ



**①相談とヒアリング**

**②信託設計と見積もり**

**③関係する家族への説明**

**④信託契約書の作成**

**⑤家族信託組成後の継続フォロー**

# 家族信託自己診断①

## YESの数はいくつありますか？

項目	回答
二次相続以降の財産の承継先を決めておきたい	YES・NO
相続の件で、家族には決してもめて欲しくない	YES・NO
老後の財産管理を家族に任せたい	YES・NO
相続税対策を、時間をかけて行う必要がある	YES・NO
既に共有名義もしくは将来共有になる可能性のある不動産がある	YES・NO
親子で離れて暮らしており、将来も同居は難しい	YES・NO
財産のほとんどは不動産である	YES・NO
将来は介護施設や老人ホームで暮らしたい	YES・NO
財産の所有者が認知症等になるのが心配である	YES・NO
障がいのある子どもの将来を万全にしておきたい	YES・NO

# 家族信託自己診断②

## NOの数はいくつありますか？

項目	回答
財産を託せる家族がいる（任せてもよい人がいる）	YES・NO
親子や兄弟間で相続や資産承継の話ができる	YES・NO
相続や資産承継の内容は家族内でオープンにしてもよい	YES・NO
自分の財産内容は、調べれば整理できる	YES・NO
相続の問題で、残された家族に心配をかけたくない	YES・NO

**自己診断①でYESが1個以上あり、  
自己診断②でNOが0個の場合は、  
家族信託の検討をお勧めします！！**

4

# 本日のまとめ

# 今日のまとめ

- ①意思能力が無くなると、法律行為ができなくなる
- ②成年後見制度は最低限の財産管理のみ
- ③家族信託を利用することで、意思能力がなくなっても受託者である家族が財産管理をすることができる
- ④家族信託は委任・成年後見・遺言の3つの機能を盛り込める
- ⑤さらに遺言ではできない二次相続以降まで指定することも可能に

家族信託とは…

信頼する**家族**に財産を**託**し

自分や家族のために

管理してもらおう仕組み

家族信託とは…

**自分**の希望する

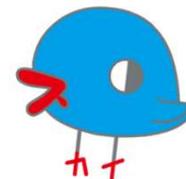
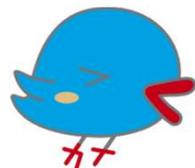
財産管理や相続、**夢や想い**を

実現するための選択肢のひとつ

# 相続や資産承継で大切なこと

- ①この先、自身の資産を使ってどうやって幸せな人生を過ごしていくのか
- ②そしてのこした資産を次の世代にどう円満に承継するのか

この想いや希望は一人ひとり違います。そのため家族信託の形も一人ひとり違います。あなただけのオリジナルプランをご提案いたします。



本日はご参加いただき  
誠にありがとうございました。

今後ともスカイコートをよろしくお願いいたします。

アンケートご協力のお願い

アンケート回答ページ



URL:<https://forms.gle/ikHpo9JkKSZh9fsw9>

 スカイコート